

平成24年春季全国火災予防運動を実施します

— 消したはず 決めつけしないで もう一度 —
(平成23年度全国統一防火標語)

空気が乾燥し火災が発生しやすい
春季に、火災の発生を防止するため、
春季全国火災予防運動を次のとおり
実施します。

実施期間 3月1日(木)～7日(水)

重点目標

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 林野火災予防対策の推進

住宅防火のちを守る7つのポイント — 3つの習慣・4つの対策 —

- ◆3つの習慣
 - ①寝たばこは、絶対やめる
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ◆4つの対策
 - ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けが必要です。住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。

住宅用火災警報器を設置しましたか？

第22回火災予防ポスター展を開催

本庄市・児玉郡内の21小学校から応募のあった火災予防ポスターを下記のとおり展示します。

日程 3月1日(木)～7日(水)
場所 イオンタウン上里
作品 本庄市・児玉郡内21小学校
 3,069作品中212作品

*お問い合わせは左記へ
 ★児玉郡市広域消防本部 ☎4654

固定資産税の「みなす課税」とは？

～ ご質問にお答えします ～

★課税課 ☎1121

市では、仮換地の使用収益が開始された土地及び保留地について平成24年度課税分から、本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業地区内の「みなす課税」を順次実施します。
 広報ほんじょう2月号で「みなす課税」導入のお知らせをしましたが、今回はよくあるご質問にお答えします。

Q 「みなす課税」とは何ですか？

A 固定資産税はその所有者に課税されるものですが、土地区画整理事業施行地区内の土地に関しては、地方税法において仮換地等が使用収益できるようになった日から事業満了までは、従前地の土地の登記簿上の所有者又は仮に使用している土地(保留地)の使用者を所有者とみなして課税ができますとするものです。

Q 今までの評価方法とどのように違うのですか？

A 今までの従前地における評価は、原則登記簿の地積に従前地の鑑定評価をもとにした価格を使用し評価額を算出していましたが、本庄早稲田地区内の「みなす課税」の対象地では、減歩後の仮換地の地積に街区画地をもとに新たに付設した路線価を使用し評価額を算出します。

Q 保留地を購入したのですが、課税はどうなりますか？

A 保留地は従前地がないため、賦課期日現在の施行者以外の権利取得者を所有者とみなして土地補充課税台帳に登録します。登録された土地は、平成24年度から課税されます。

Q 土地の評価証明書の交付はどのようになりますか？

A 証明書類は通常どおり交付されます。ただし、4月1日から「みなす課税」を行う土地については、所在地が街区画地番号に変更になり、その街区画地に対する従前地が掲載された書類が添付されます。

Q 自分の土地がどのくらいの評価になるか知ることはできますか？

A 市町村長は、固定資産の価格を毎年3月31日までに決定します。その価格は4月2日(月)から課税課でご覧いただけますので、身分証明書(運転免許証や健康保険証等)を持参のうえ、窓口までお越しください。

身近に潜む消費生活トラブルにご注意ください

毎年、消費者トラブルや製品事故による相談が、全国の消費生活相談窓口などに100万件近く寄せられています。特に高齢者の被害が多く、全相談件数の3割を占めます。最近では新しい手口が発生し、ますます巧妙化しています。消費者トラブルに巻き込まれないよう日頃から情報収集を心がけましょう。

【事例①】出会い系サイトでトラブル

携帯電話や会員交流サイト(SNS)に登録し利用していると、「悩みを聞いてくれたらお金をあげる」という書き込みを見つけました。早速その相手にメールを送ると、出会い系サイトに誘導されました。相手のメールを読むためには高額なポイント代を払う必要がありましたが、「お金をあげる」という言葉を信じてメールのやりとりを続けました。しかし、いつまでたっても

お金がもらえないので相手に聞くと、いろいろな理由をつけてお金の支払いを先延ばしにされました。結局、サイトに業者のポイント代として100万円払いましたが、メール相手からお金をもらうことはできませんでした。

アドバイス

会員交流サイト(SNS)や懸賞サイトを利用しているうちに、「お金をあげる」といった書き込みやメールで、出会い系サイトに誘導され、高額な支払いを余儀なくされるトラブルが多発しています。

メールの交換回数が増えるほどサイト業者が儲かる仕組みのため、さまざまな名目で利用を継続させようとします。支払ったポイント代の返金は難しいので、ネット上で知り合った相手を簡単に信用しないようにしましょう。

【事例②】未公開株購入でのトラブル

自宅にA社から未公開株購

入の案内が送られてきました。そのうち、B社から「A社の未公開株のパフォーマンスは届いてますか」という内容の電話があり、「A社の未公開株を購入すれば、B社で2倍の金額で買い取ります」と言われたため、未公開株を1,000万円分購入しました。

購入後、数回配当の支払いがありました。その後支払いが無くなったのでA社に電話をすると通じなくなっていました。また、いつまでたってもB社から買い取りの連絡がないため、B社に電話するとやはり電話が通じませんでした。

アドバイス

「必ず儲かる」、「株を買い取ります」という言葉で、未公開株や社債を購入させる悪質な勧誘が多発しています。中でも、事例のように数社の業者が登場する「劇場型」といわれる手口が多く、その被害額も1,000万円を超え、高額となっています。「必ず儲かる」という話は安易に信用しないようにしましょう。

このような勧誘を受けたら、近くの消費生活相談窓口へご連絡ください。

◆消費生活相談窓口

◎本庄市役所商工課

日時 毎週月・木曜日(休日・祝日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

*お問い合わせは商工課 ☎251175へ

◎上里町役場産業振興課

日時 毎週火・金曜日(休日・祝日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

*お問い合わせは上里町産業

振興課 ☎251232へ

4月から消費生活相談日が週3回に増えます

市では、毎週月・木曜日の週2回、消費生活相談を行っています。4月から毎週月・水・木曜日の週3回になります。

商品購入や契約に関するトラブル、身に覚えのない不当・架空請求などにお困りの人は、ぜひご相談ください。
 ★商工課 ☎251175

本庄市就学援助制度のご案内

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、就学費用の一部を援助します。(生活保護受給世帯は申請不要)
対象者 次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認める人

- ①生活保護を受けている家庭
- ②生活保護に準ずる程度に困窮している家庭(生活保護が停止又は廃止、市民税が非課税、児童扶養手当を受給中、その他経済的に困難であるなど)

用意

- ①申請書(学校教育課、各小中学校で配布)
- ②同居者を含む世帯全員の所得課税証明書(控除金額の記載があるもの)
- ③借家の契約書の写し(借家の人のみ)
- ④児童扶養手当証書の写し(受給者のみ)

提出先 学校教育課(市役所4階)

援助費目 学用品費、通学用

★学校教育課 ☎251149